

安全・安心な水、あなたの料金が支える簡易水道



水道料金が変わります

今年4月1日から、水道料金が次のように改正されます。

用途	基本料金（2カ月につき）		超過料金（超過水量1立方メートルにつき）
	基本水量	基本料金	
一般用	12立方メートル	2,100円	240円
船舶・臨時用	1立方メートルにつき472円		
消火用	無料		

主な改正点

- ・基本料金が、1,860円から2,100円に
 - ・超過料金が、水量により220円または200円から一律240円に
 - ・休栓料が、600円から無料に
- なお、閉栓・開栓手数料は、実費に合わせて各1件につき1,200円から1,800円になります。

料金計算例

（2カ月で24立方メートル使用の場合）

○旧料金での算定・・・

基本料金 1,860円
 超過料金 220円×12m³=2,640円
 合計 4,500円・・・(ア)

○新料金での算定・・・

基本料金 2,100円
 超過料金 240円×12m³=2,880円
 合計 4,980円・・・(イ)

(イ) - (ア)
 = 2カ月で480円の改定

このたびの料金改正の理由は次のとおりです。

現在の水道料金は、平成16年10月の新町合併時に統一制定しましたが、簡易水道特別会計は、一般会計から多額の繰入をして収支を保っています。平成17年度収支をみると、収入4億2千万円に対して支出は10億円で、5億8千万円の不足となっています。

簡易水道は、独立採算制（簡易水道特別会計の中で収支を調節すること）が原則です。しかし、全町民の約9割が水道を利用されている現状から、大幅な改定は住民生活に及ぼす影響が極めて大きいと思われる。このため、改定幅は最小限に止めたいということから、平均15パーセントとしました。なお、休栓料は、廃止とします。

■問い合わせ／
 上下水道課管理班
 ☎ 78・1115

料金等改正の時期は、平成19年4月1日からとなりますので、5月期（2月～3月分まで）の料金については、旧料金体系で算定されることから、休栓料は掛かりません。なお、当分の間水道を使用されない方は、「水道使用異動届」で休止を届け出ていただければ、その後の料金は掛かりません。また、使用を再開するときは、同様に再開を届け出ていただければ使用できます。ただし、メーターの取り外し、取り付けを伴いますので、開閉栓手数料として各1件につき1800円（3月までは1200円）が掛かりますので、ご了承ください。

現在の水道水源は、一部地域を除き山口県と広島県境の弥栄ダムから取水し、日積にある柳井広域水道浄水場で浄水処理し、それを町内の配水池に貯めて各家庭に配水しています。

また町水道を使用されていない方は、衛生的で安定、安全、安心な町簡易水道への加入をお願いいたします。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。